

2026

# 自治会運営の手引き

丹波篠山市自治会長会・丹波篠山市



# 自治会運営の手引きの目次

## 1 自治会の基礎的な事項

自治会とは／自治会の運営／規約（会則）	1
総会・会議／会計処理／自治会費の納入	2
役員を選任	3
女性役員の登用について／会員への周知・連絡手段	4
役員業務の引継ぎ／自治会の合併・近隣自治会との連携	5
丹波篠山市の自治会組織について	6

## 2 自治会と丹波篠山市の関係

行政事務委託契約について	8
防災等に係る自治会の取り組みについて	9
市から選出をお願いしている各種委員等について （環境委員、交通委員、農政協力員、体育委員、人権のまちづくり推進員、 男女共同参画推進員、定住促進推進員）	14
特殊犯罪に係るメール配信等について	17

## 3 自治会への加入促進

加入啓発の取組方法	18
-----------	----

## 4 個人情報の取扱い・外国人とのコミュニケーション

個人情報の取扱いについて／外国人とのコミュニケーションの取り方	20
---------------------------------	----

## 5 認可地縁団体（地方自治法第260条の2）

認可地縁団体の認可要件	22
各種証明書の交付／告示事項変更届について	23
認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度	23
認可地縁団体の規約（参考）	24

## 6 市による自治会活動への各種支援等について

街路灯設置の取り扱いについて	31
ごみステーション	32
市民活動保険	33
自治会運営に関するQ & A	35

## 7 わが家わが村での「住もう帰ろう運動」について

定住促進推進員の役割等	37
-------------	----

## 8 自治会（集落）で取り組んでいただくために

集落の農業・農地は集落で守ろう	39
野生鳥獣の被害を受けないために	42
草刈りの負担を軽く	44
自然環境を守ろう	46
魅力ある集落づくり	48

## 9 野外焼却行為（野焼き）は禁止です

野焼きによる火災・健康被害について／野焼きは禁止行為です	49
火災・健康被害を防ぐために	49

## 10 自治会活動における感染対策について

書面による総会の開催について／会議やイベントでの感染対策について	50
----------------------------------	----

(参考) 丹波篠山市役所のフロア案内・電話帳

### 様式集 (1) 自治会役員報告書

#### (2) 市民活動保険に係る事故報告書

丹波篠山市市民活動保険事故報告書兼事故現認証明書(傷害)／(賠償)

#### (3) 行政事務委託業務委託料振込依頼書

#### (4) 災害報告書

#### (5) 安全で安心な地域づくりのための見守り活動等に関する協定書

# 1 自治会の基礎的な事項

## 自治会とは

私たちの生活は、多くの人たちの協力や支えあいによって成り立っています。自治会は、一定の区域に居住する人々が住み良い地域社会をつくるために自主的に組織された住民組織です。住民相互の交流・連携を図るとともに、集落の道路、川や水路、山林を共同で守り、子どもや高齢者の見守り、健康づくり、高齢者への声かけ、防災など相互に助け合うことで、住みよい地域づくりを進めていく一番基礎的な人と人とのつながりです。

少子高齢社会を迎えつつあるなかで、安全・安心で住みよいまちづくりを推進していくためには、行政の取組だけでなく地域の取組も重要になります。日常的な交流の中で、地域の絆を育んでいただければ、よりよい地域社会に繋がっていきと考えます。



## 自治会の運営

自治会の運営は、規約(会則)と自治会員の意思に基づいて行われるもので、自治会員の声に耳を傾けることが大切です。また、ごみステーションや街路灯の維持管理、夜間の防犯活動等のような日常的な活動から、災害など突発的な状況に対応しなければならない場合もあります。兵庫県で起きた過去の地震では、消防車や救急車が到着するまでの間、地域の人たちがお互いに協力して初期活動を行ったことや建物の下敷きになった人を救出するなど、身近なコミュニティが被害を最小限に食い止めた事例があり、自治会等で構成している自主防災組織も大いに活躍しました。いざというときに備えて、日頃から地域コミュニティを活発にしておくことが大切です。

こうした地域コミュニティの輪が、結果的には、自分たちや地域を守ることにつながります。

## 規約(会則)

規約(会則)は、自治会運営のための自主的なルールとなります。規約(会則)を制定することにより、会員に対して自治会の運営方法を明確にし、民主的な活動を行うことができます。規約(会則)は、自治会の総会で承認を得たうえで運用することを基本とし、地域の様々な状況変化に対応して、会員の意見も取り入れながら、見直していくことが大切です。

## 総会・会議

総会では、前年度の事業報告、収支決算報告、新年度の事業計画(案)、収支予算(案)、自治会役員の改選等を議案とし、審議・議決を行います。緊急で議決が必要な事項が発生した場合には、臨時総会を開催することもあります。

一般的には、総会の前に役員会を開催し、あらかじめ総会の議案について審議が行われます。また、総会や会議の終了後には、開催日時、場所、審議・議決事項等を議事録にまとめておくことも重要です。



## 会計処理

自治会では、会計年度を定めて会計処理を行っており、本市の自治会では、会計年度を4月から3月までを区切りとしているところが多いようです。収入には、会費、寄付金、補助金、事業・財産収入等があり、支出には、会議費、交通費、通信費、消耗品費、衛生費、人件費(役員手当)、修繕費等があります。

会計年度終了時は、会計や事業執行状況についての監査を行い、総会にて報告することが大切です。また、通帳を管理する場合は、一人で管理するのではなく、通帳の印鑑を管理する方と通帳を管理する方を分けることが望ましいと考えます。

## 自治会費の納入

自治会費については、お祭りや運動会などの行事や集会所(公民館)の維持管理費など、それぞれの自治会の事情によって、必要な費用が異なることから、地域の実情、世帯数、事業内容等により、会費を定めて、徴収する方法が一般的です。また、会費を決定する際には、規約によって定める方法や、総会によって定めている自治会もあります。

自治会員は、自治会の規約(会則)等で定められている会費を納入する義務が生じますが、経済的な事情で会費を納入できないという場合があります。この場合、対象者が自治会とのつながりを望んでいる場合には、ある程度弾力的に対応することも考えられます。

例としては、ごみステーションの維持管理にかかる負担分のみに減額することなど、可能な範囲内で負担いただくことも考えられます。状況は様々であると考えられることから、自治会員の方と丁寧に話し合いをしながら、自治会として考えていくことが大切になります。



## 役員を選任



自治会長を始めとする役員は、「選挙」や「輪番制」「推薦」「抽選」といった方法によって選任されています。役員を選任は、自治会運営に影響を及ぼすものであることから、自治会内の話し合いによって、選任方法を決定することが大切になります。

役員の任期については、1年としている自治会や2年としている自治会など、様々ですが、任期を複数年とすることで、より円滑な自治会運営に繋がることも期待できます。それぞれの自治会の実情に合わせて任期を設定することが大切です。また、ここで記載している役員は、あくまでも基本的な役員を示したものであり、それぞれの自治会によって、様々な役員が設置されています。

### (参考)自治会役員の役割

#### 会長

・自治会の代表者。会の意見をまとめて、自治会の運営についての方向性を示す。行政や第三者との対外的な交渉の責任者。

#### 副会長

・会長の補佐。会長の負担を軽減するために、時には会長の代理としての役割を務めます。

#### 会計

・会計書類の作成、通帳・資産台帳の管理を行います。

#### 監事（監査）

・会計や事業の実施状況をチェックします。

#### 書記

・会議や事業に関する記録、その他、事務全般などを受け持つ役割があります。また、書記という役職を設けずに、他の役員で分担している場合もあります。

#### 組長（班長）

・規模の大きな自治会では、会長一人で自治会全体を把握することは難しくなるので、自治会をいくつかの「組」（班）に分けて組（班）長を配置し、会長を補佐する体制を確立しているところもあります。

## 女性役員の登用について

自治会は、多様な住民で構成されていることから、その運営に関しては、多様な住民が参加することが大切です。また、地域社会における課題が多様化してきていることも踏まえると、より一層、多様な世代や女性の参画が求められています。

これまで自治会における会長等の役職については、男性が担われていることが多く、女性の会長は非常に少ない状況でしたが、最近では女性の会長も少しずつ増えてきており、自治会活動等の地域づくりにおいても、徐々に男女共同参画が進んでいます。

丹波篠山市内で、女性が2人以上役員をされている自治会の割合は31%です(令和2年度自治会長会調べ)。第3次男女共同参画プラン(R4.3策定)では、その割合を40%に引き上げることを目標にしています。

自治会活動に女性や若者など多様な住民が関わる目標を作り、女性を含め多様な住民が自治会運営に関わることによって、自治会からの要望事項が、道路や橋の修繕などハード面に偏りがちであったものが、公園の整備や子育て支援などソフト面の要望が出てくるなど、要望の内容や視点の変化も期待されます。

また、自治会役員の担い手が不足しているといった声を聞く中、女性や若者など多様な人が自治会に関わることによって、担い手不足の解消にもつながると考えます。

その際、女性が役員になることをためられるようであれば、職務や負担について自治会内で検討するなかで、新たな役員のあり方を作っていただければと思います。「19:30からの役員会に出にくい…」のであれば、参加しやすい時間帯や曜日設定を検討するなど、役員会や事業についても女性が参加しやすい雰囲気を作っていただきたいと考えます。

こうしたこと踏まえ、自治会における女性登用について、それぞれの自治会において、積極的にお考えいただければと思います。



## 会員への周知・連絡手段

会員の方への周知・連絡手段としては、文書の全戸配布や回覧板があるなか、市が発行する広報誌(年12回)等と併せて、配布等されていることが多いようです。こうした連絡方法のほか、自治会の掲示板等を設置してお知らせする方法や有線放送等の放送設備を使用してお知らせする方法もあります。



また、最近では、携帯電話やパソコン、タブレットが普及してきています。こうした機器を活用し、電子メールやLINE等のSNSサービスを連絡方法に取り入れることによって、自治会運営が円滑になるとともに、役員の方の負担軽減にも寄与すると考えられます。積極的に活用をご検討されてはいかがでしょうか。

市では、こうした情報伝達設備(掲示板や有線放送設備、アプリの導入費用等)を整備するための補助制度(※)を設けていますので、検討される場合は、地域振興課(552-5112)までお問い合わせください。

※情報伝達設備等整備補助事業では、個人用の携帯電話やパソコン、タブレット等、汎用性の高いものは、補助の対象外です。

## 役員業務の引継ぎ

任期の満了等により、役員が代わる際には、後任者に担当する業務の内容や懸案事項等を引き継ぐことで、円滑に役員交代を行うことができます。任期中から、資料や記録を作成、保存していきましょう。



## 自治会の合併・近隣自治会との連携

自治会においても少子高齢化が進んでいくなか、自治会合併を図る必要が生じる自治会が出てくることも想定されます。自治会の世帯数が増えれば、役員のなり手も増えることになり、体制を整えることが期待できます。しかしながら、近隣同士の自治会といえども、それぞれの成り立ちや活動の歴史があることから、一足飛びに合併することは、難しい面もあると考えられます。まずは、それぞれの自治会がしっかりと話し合いを重ね、それぞれの状況を理解していくことが大切ではないでしょうか。

また、市自治会長会においては、上述した課題に対し、“近隣自治会との連携”が重要であるとの認識の下、「丹波篠山市自治会の連携に関する調整会議」を設けており、自治会間の連携を図る仲介の役割を果たした事例もあります。合併あるいは近隣自治会との連携に関して、検討していきたいと考えている自治会については、地域振興課(本庁・各支所)にご相談ください。



## 丹波篠山市の自治会組織について

丹波篠山市においては、住民のみなさんにとって最も身近な単位自治会をはじめ、基本的には、旧小学校区、旧 6 町単位で自治会関係の組織があります<sup>1</sup>。丹波篠山市自治会長会は、それぞれの単位自治会の会長で組織されており、会員相互の連絡を密にし、自治会活動の発展に努め、市政との連携を図り、明るく住みよいまちづくりのために寄与することを目的として、組織されています。

旧 6 町単位の自治会長会	地区自治会長会 (旧小学校区)	単位自治会数
篠山地区 (5 地区 68 自治会)	篠山	16
	八上	14
	畑	10
	城北	17
	岡野	11
城東地区 (3 地区 37 自治会)	日置	21
	後川	7
	雲部	9
多紀地区 (3 地区 44 自治会)	福住	19
	村雲	14
	大芋	11
西紀地区 (3 地区 28 自治会)	西紀南	12
	西紀中	12
	西紀北	4
丹南地区 (4 地区 62 自治会)	大山	14
	味間	21
	城南	12
	古市	15
今田地区 (1 地区 23 自治会)	今田	23

<sup>1</sup> 小学校が統合されたものの、それぞれの地区において自治会長会の活動が行われているところもあります(畑、城北、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋)また、ここでいう旧 6 町単位とは、篠山町、城東町、多紀町、西紀町、丹南町、今田町を指しています。

## 2 自治会と丹波篠山市の関係

丹波篠山市では、市民福祉の充実等を図るため、参画と協働によるまちづくりを推進することとしています。市がまちづくりを進めていく上で、自治会は最も大切な役割を担われています。道路や河川、水路の保全、森づくり、集落の農業、農地の継承、美しいむらづくり、自然環境の保全、高齢者や障がい者の福祉、子育て、防災、お祭りや文化の継承、そして、最も大きな課題となっている定住促進など、いずれも自治会を中心とした市民皆さんの取り組みが欠かせません。市と自治会が一体となつてこそ、これらのまちづくりを進めることができます。そのため、市では、市民の皆さんに自治会に加入していただくようお願いしており、転入者の方をはじめ自治会加入チラシをお渡ししています。



自治会では、市が担うことのできない様々な活動に取り組まれる一方、自治会からは、道路照明の設置、道路・河川の整備など、自治会では担うことのできないことを市に対して要望する役割も担われています。



また、自治会では、市広報紙などの広報物の配布・回覧や防災情報の伝達など、円滑な行政運営にかかる業務が行われていますが、これらの業務については、市と市自治会長会との行政事務委託契約に基づき、各自治会に担っていただいているものです。



## 行政事務委託契約について

行政事務委託契約については、市と市自治会長会が相互の理解と協力に基づき、地域コミュニティの健全な発展を推進し、もって市民の福祉の増進に資することを目的として、広報等文書の配布、各種会費の集金、市が依頼する業務等を自治会に担っていただいています。

丹波篠山市自治会長会



### ●委託業務内容

- (1) 市が依頼する各種文書等の配布又は回覧に関すること。
- (2) 各種団体の会費及び募金等の集金に関すること。
- (3) 地域の環境美化に関すること。
- (4) 地域防災計画に基づく避難情報等の伝達及び被害情報等の通報等に関すること。
- (5) 市が開催する各種大会等の周知及び参加依頼に関すること。
- (6) 各種調査員、委員等の推薦に関すること。
- (7) その他公共の福祉の増進に関すること。

### ●委託料

同契約に基づき、広報等文書の配布等を自治会で実施する一方、委託業務実施の対価として、市から自治会に委託料をお支払いしています。なお、その委託料については、下記のとおりです。段階別均等割り額と会員割額を足し合わせた総額を自治会名義の口座にお支払いします。

区分	段階別均等割額（年額）	会員割額（世帯）
行政事務委託料	65,000円（50会員以下の自治会）	2,100円×会員数
	66,000円（51会員～100会員の自治会）	
	67,000円（101会員～150会員の自治会）	
	68,000円（151会員～200会員の自治会）	
	69,000円（201会員以上の自治会）	

## 防災等に係る自治会の取り組みについて

### (1) 災害等に係る通報・報告について

丹波篠山市では、災害が発生した場合、応急的対策が迅速にできるよう、各自治会から災害報告書を提出いただいています(電話やFAXでの報告も可能)。報告の際は、具体的な場所(位置図等)、目標、状況がわかると円滑な対応に繋がります。ただし、被害の状況によっては、行政が対応・介入できない事案や、速やかな対応が難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、事故等の緊急案件や救助の要請、火災発生は、迷わず警察または消防本部に連絡ください。また、状況を確認される場合は、危険のない可能な範囲でお願いします。

### 災害報告書

【提出先】  
丹波篠山市 市民安全課  
TEL 552-1116  
FAX 554-2332

自治会名:																											
災 害 名																											
確 認 年 月 日 (わかれば時間)	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分)																										
被 害 箇 所	住 所	丹波篠山市																									
	被害物件																										
	被害の状況・程度																										
目 標 物 等																											
被害箇所の略図 (図面が小さくなる場合は、別図を添付してください。)																											
報 告 者 (自治会長等)	職・氏名																										
	住 所	丹波篠山市																									
	電話番号																										
発 見 者	氏 名																										
	住 所																										
	電話番号																										
<table border="1"> <tr> <td colspan="8"> <small>※市役所記入欄</small> </td> </tr> <tr> <td>1.市民安全課</td> <td>2.情報アーク入力</td> <td>3.フェニックス入力</td> <td>4.市民生活部</td> <td>5.環境みらい部</td> <td>6.農林畜産部</td> <td>7.まちづくり部</td> <td>8.上下水道部</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				<small>※市役所記入欄</small>								1.市民安全課	2.情報アーク入力	3.フェニックス入力	4.市民生活部	5.環境みらい部	6.農林畜産部	7.まちづくり部	8.上下水道部								
<small>※市役所記入欄</small>																											
1.市民安全課	2.情報アーク入力	3.フェニックス入力	4.市民生活部	5.環境みらい部	6.農林畜産部	7.まちづくり部	8.上下水道部																				

※左欄に情報確認日付を記入。右欄に2~3は入力済みの場合「O」、4~8は

※様式については、巻末に添付していますので適宜ご活用ください。

## (2)丹波篠山市地域防災計画について

丹波篠山市では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、丹波篠山市の地域に係る風水害等(風水害、土砂災害、原子力災害、大規模事故災害、危険物等の事故、突発重大事案)に関する対策について、その基本を定め、住民及び事業所等の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的<sup>2</sup>として定めています。地域防災計画を定めており、同計画は、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」から構成されています。

自主防災組織に求められる役割等についても記述があることから、有事に備えるため、お目直しいただくとともに、防災について考えていただく機会にさせていただければと思います。

The screenshot shows the official website of Yamada City. At the top, there is a navigation bar with the city name '丹波篠山市' and several menu items: 'くらし・手続き', '子育て・教育', '健康・医療', '事業者の方へ', '行政情報', and '観光・文化'. Below this is a breadcrumb trail: '現在の位置 > ホーム > くらし・手続き > 防災・消防 > 防災 > 計画 > 丹波篠山市地域防災計画'. The main content area features a green header for '丹波篠山市地域防災計画' with a 'いいね!' button, a 'シェア' button, and a 'Tweet' button. The update date is '更新日: 2022年05月12日'. The text explains that the plan is based on the Disaster Countermeasures Basic Law and consists of '風水害等対策編' and '地震対策編'. A list of documents is provided with PDF icons and file sizes: '風水害等対策編 (令和3年度修正) (PDFファイル: 6.9MB)', '地震対策編 (令和3年度修正) (PDFファイル: 3.1MB)', '水防計画 (令和3年度改訂) (PDFファイル: 615.0KB)', '資料編 (令和元年度追加) 【資料2-43】 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧 (PDFファイル: 190.1KB)', and '資料編 (平成19年度修正) (PDFファイル: 3.7MB)'. On the right side, there is a '計画' section with links to '丹波篠山市国民保護計画' and '丹波篠山市地域防災計画'. At the bottom right, there is a '場面から探す' section with icons for a document and a folder.

※丹波篠山市地域防災計画については、市ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。【“丹波篠山市地域防災計画”で検索。または下記 QR コードからアクセス】



<sup>2</sup> 丹波篠山市地域防災計画(風水害等対策編)令和4年3月 丹波篠山市防災会議 P.3より  
[https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminanzenka/kurashi\\_tetsuzuki/1/1200.html](https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminanzenka/kurashi_tetsuzuki/1/1200.html)

### (3)丹波篠山市における防災と福祉の連携について

#### ①自治会と民生委員・児童委員との連携強化について

地域の見守り活動や防災と福祉の連携において、民生委員・児童委員との連携は重要です。自治会役員や民生委員・児童委員の交代等で関係性が薄まらないように、毎年5月は「自治会と民生委員・児童委員との連携強化月間」と位置づけ、自治会長役員の交代時期後の5月から6月に民生委員・児童委員と一緒に自治会長を訪問され、自身の紹介と地域の状況についての意見交換が行われます。

日頃から、「顔の見える関係」の構築を図るとともに、お互いの連携が強化されるよう、ご協力をお願いします。

#### ②災害時の個別避難計画「見守り台帳」について

見守り台帳は、高齢者や障がいのある方などのうち、災害時等の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者。以下「要支援者」)の避難支援方法を地域の支援者等と共有するための台帳です。台帳は、要支援者と、要支援者の避難支援等をする「見守り支援者」を登録し、地域で活用できるように自治会長や民生委員・児童委員にお渡ししています。丹波篠山市と、お住まいの地域の自治会長及び民生委員・児童委員などの限定された方によって管理されます。登録対象となる方は、身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A判定・精神障害者保健福祉手帳1級所持者、要介護認定3・4・5認定者、その他避難支援が必要な方(一人暮らし高齢者・高齢者世帯などのうち、災害時に自力で避難することが困難な方)となっています。

見守り支援者とは、要支援者やその家族などが依頼し、避難を支援する方と

して了承(同意)を得た近隣の支援者です。災害時には、まずご自分とご家族の身の安全を確保したうえで、要支援者の避難支援を行っていただければと思います。



なお、見守り台帳登録申請書において、要支援者の方の支援を保障するものではないことを要支援者の方から承諾していただくとともに、あくまでもできる範囲での支援であり、見守り支援者が責任を問われるものではないことを明記しています。

災害時等のために、日ごろから声の掛け合いなどの交流をお願いします。

### ③「見守り台帳」の活用方法について

「見守り台帳」をお持ちの自治会長と民生委員・児童委員が中心となっていていただき、「見守り台帳」を活用して実際の災害時に備えられるかの確認を、地域の支援者と進めていただければ、効果的な避難支援に繋がります。

具体的には、登録者が安全に避難できるように、地域の支援者を交えた具体的な避難支援方法についての話し合いや、台帳内容の確認、台帳を活用した避難訓練等です。

また「この方は要介護度も高く、どのように避難させるのかわからない」という方の避難支援については、長寿福祉課または社会福祉課へご相談ください。介護支援専門員(ケアマネジャー)等の福祉専門職がその方の身体状況にあった避難支援方法を皆様と一緒に考えていきます。また、市や福祉専門職からも避難支援方法の検討への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

### ④防災と福祉の連携について

西日本豪雨災害では、岡山県倉敷市真備町で 51 人が亡くなりました。そのうち、自ら避難することができない避難行動要支援者が 42 人を占め、その方々の身体状況などに配慮した避難方法を記す個別避難計画は誰も作成されていませんでした。

このように、個別避難計画作成の必要性が叫ばれる中、市では、防災と福祉が連携し、高齢者や障がい者など、災害時の避難行動要支援者に対する支援体制を構築するために、防災と福祉が連携して、「災害時ケアプラン作成事業」と「誰ひとり取り残さない避難訓練」を実施しています。

「災害時ケアプラン作成事業」は、避難行動要支援者の心身状況などを熟知したケアマネジャーや相談支援専門員の福祉専門職が積極的に関わり、本人や家族、地域（自治会や自主防災組織など）と一緒に話し合った内容で実際にできるかを確認するため、実効性の高い個別避難計画を作成することができます。

また、その実行性の確認や、地域の共助の意識を向上させるため、「誰ひとり取り残さない避難訓練」を実施し、要支援者も参加できる避難訓練の啓発をしています。

こうした取り組みは、国や県から丹波篠山モデルとして評価されており、市内の自治会に広がりを見せています。



【災害時ケアプラン作成事業・誰ひとり取り残さない避難訓練の様子】

#### (4)いのちを守る防災マップづくり事業について

丹波篠山市では、自分の避難方法等を確認し災害時の人的被害を減らすことを目的として、浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域などの危険箇所(ハザード)を地域住民で話し合って地図化し、自治会独自の「防災マップ」を作成する取組を進めています。これまで174の自治会に取り組んでいただき、市民の防災意識の向上につながっています。

マップづくりは、市民安全課職員等が各自治会へ出向いて講師を務め、完成した地図は、印刷して各戸にお渡しします。住民学習のテーマにもできますので、災害に対する自助・共助の「備え」のひとつとして、是非、取り組んでいただきますようご案内します。また、過去に作成済みの防災マップの更新もできます。



## 市から選出をお願いしている各種委員等について

丹波篠山市では、環境委員や交通委員などの自治会役員について、各自治会にご協力いただき、選出いただいています。任期等の満了に伴い役員の交代がある場合は、自治会役員報告書を提出する必要があります。報告書は、市役所ホームページからダウンロード【“丹波篠山市 自治会役員報告書”で検索。または QR コードからアクセス】できるとともに、巻末にも添付していますので、適宜ご活用ください。



なお、役員変更がない場合は、再度提出する必要はありません。市が選出をお願いしている各種委員については、下記のとおりです。

### 環境委員

地域の快適な生活環境と豊かな自然環境の向上のために活動する委員です。  
環境委員の業務は、次のとおりです。

- (1) 市が依頼する各種文書等の配布又は回覧に関する事。
- (2) 地域の環境美化に関する事。
- (3) 地域の自然環境の保全に関する事。
- (4) 地域の生物多様性の保持に関する事。
- (5) 地球温暖化対策の推進に関する事。
- (6) 市が主催する各種大会等への参加及び参加啓発に関する事。
- (7) 調査、報告に関する事。
- (8) その他公共の福祉の増進に関する事。



なお、これら業務の対価として均等割額 16,000 円をお支払いしています。

担当課：農村環境課(☎552-6253)

### 交通委員

地域住民の交通安全のために活動する委員です。  
交通委員の業務は、次のとおりです。

- (1) 春、夏、秋及び年末の交通安全及び交通事故防止運動などの自治会内への周知、啓発及びのぼり旗の掲出
- (2) 交通死亡事故が多発するなどの非常事態時の周知及び広報
- (3) ABC マラソンへの出役
- (4) その他市長が必要と認める事項



担当課：市民安全課(☎552-5117)

## 農政協力員

丹波篠山市における農業の向上及び発展並びに農政事業の円滑な推進を図るため、市長が必要と認める行政区又はこれに準ずる地区ごとに農政協力員を置くこととしています。

農政協力員の職務は次のとおりです。

- (1) 農業振興の推進、調査及び啓発に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設に関すること。
- (3) 経営所得安定対策の取りまとめに関すること。
- (4) 地域計画の推進、集落の意見集約に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項



なお、これら業務の対価として均等割 15,000 円、戸数割 960 円をお支払いしています。

担当課：農都政策課(☎552-1114)

## 体育委員

体育委員は、スポーツを通じて地区住民の心身の健全な発達と市民相互の親睦を図るための諸活動を行います。



篠山、城東、多紀地区の担当：城東公民館(☎556-3171)

西紀、丹南、今田地区の担当：中央公民館(☎594-1180)

## 人権のまちづくり推進員

人権のまちづくり推進員は、「人権尊重のあたたかいまちづくり」実現のために活動する委員です。主な業務は、次のとおりです。

- (1) 自治会の人権住民学習の開催に関すること。
- (2) 調査及び報告に関すること。
- (3) 各種研修会及び研究大会への参加に関すること。
- (4) その他人権のまちづくり推進に関すること。

**HUMAN  
RIGHTS**

担当課：人権推進課(☎552-6926)

## 男女共同参画推進員

男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現にむけて、特に身近な生活の場である自治会における男女共同参画を啓発するための推進員です。

主な業務は次のとおりです。

- (1) 男女共同参画情報紙「フィフティだより」を活用した地域住民への啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画研修会等への参加に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。



【SDGs 持続可能な開発目標より】

担当課：男女共同参画センター(☎552-1511)

## 定住促進推進員

地域住民による空き家の有効活用や移住・定住促進の取組を通じて、持続可能な地域づくりを進めるための委員です。

主な業務は次のとおりです。

- (1) 集落の現状及び意向調査
- (2) 自治会規約の収集
- (3) 空き家物件の調査
- (4) 移住・定住に関する相談
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) その他空き家の有効活用に関する必要な事項



なお、これら業務の対価として年額 10,000 円をお支払いしています。

担当課：創造都市課(☎552-5796)

## 特殊犯罪に係るメール配信等について

昨今では、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺をはじめ、様々な特殊詐欺の犯罪被害が増加しているといわれており、ここ丹波篠山市においても例に漏れず被害が発生している状況です。

特殊詐欺については、その手法が素早く変化していくことに特徴があり、犯罪被害が発生した際、速やかに事案に係る情報を周知していかなければ、新たな被害者が発生してしまうことから、スピーディーな情報発信が必要になります。

特殊犯罪に係るメールについては、「ひょうご防災ネット」から配信されますので、配信を希望される場合は、下記の「●メール登録の方法」を参照いただくか、下記 QR コードからアクセスください。

なお、特殊詐欺等の被害を抑制すべく、市自治会長会では、兵庫県篠山警察署と協定を締結されています(協定書は巻末添付)。



### ●メール登録の方法



市ホームページで

「暮らし・行政」をクリック



市ホームページの上部

「防災情報」をクリック



表示されたページをスクロールし、

「ひょうご防災ネット (メール配信・アプリ)」のリンクをクリック

→ 「ひょうご防災ネットのご案内」

ページが表示されます

### 3 自治会への加入促進



社会的基盤が整備された今日では、隣人との助け合いの関係を持たなくとも、大きな支障なく日常生活を送ることは可能かもしれませんが、近隣や地域と交流し、お互いに良好な関係を築くことで、よりよいまちづくりに繋がると考えています。また、先述したとおり、市がまちづくりを進めていく上で、自治会は最も大切な役割を担われていることも踏まえ、自治会について理解を深めていただき、多くの人に自治会に加入していただきたいと考えており、自治会加入チラシを作成・配布しています。

また、自治会は事業所や商店も加入の対象とみることはできますが、個人の場合と同様、強制することはできないことから、事業所や商店との関係では、自治会員とはせずにお祭りやイベント等に対する寄付金をお願いしている事例や、ごみステーションの利用負担金をお願いしている事例等があります。

いずれにしても、コミュニケーションを図り、お互いの立場を理解した上で、自治会への加入や協力を呼びかけることが大切です。



### 加入啓発の取組方法

防災・防犯への危機意識の高まりや、高齢者の見守り、河川等の草刈りなど、地域における自治会の意義や必要性は今日でも変わることはなく、むしろその役割に対する期待は高まっています。一方、生活形態の変化や近隣とのつながりの希薄化から、全国的に自治会加入率が低下しており、地域コミュニティの機能維持・活性化が課題となっています。

自治会の地域活動が効果的なものとなり、住みよいまちづくりを一層推進していくためには、区域内の一部の住民だけではなく、全世帯が加入していることが理想といえます。



## 4 個人情報の取扱い・外国人とのコミュニケーション

### 個人情報の取り扱いについて

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職等も、氏名とひもづけて管理している場合には個人情報になります。



自治会では、名簿の作成等により個人情報を取り扱うことがありますが、個人情報の提出依頼時に使用範囲と目的、保管方法等を明示し、取扱者は常に注意を払う必要があります。

**取扱注意**

### 外国人とのコミュニケーションの取り方

丹波篠山市内には、令和8年3月末現在で1,115人の外国人住民の方がいらっしゃいます。自治会のなかで、外国人住民の方とコミュニケーションを図る際は、「やさしい日本語」を使ってみましょう。「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。

日本に住んでいる外国人であれば、日本語を勉強している場合は少なくありません。簡潔に、わかりやすい日本語でコミュニケーションをとってみてください。

また、近年、技術の発達などにより、通信機器などを用いて会話ができるようになってきました。翻訳アプリ等をうまく活用して、自治会区域にお住まいの外国の方ともコミュニケーションを図り、地域活動に参加してもらいましょう。

また、自治会等が実施する外国人住民との交流を図るなどの多文化共生を推進する事業に対して、補助金がありますので、地域振興課にご相談ください。

次のページでは、翻訳アプリをご紹介します。



## ★翻訳アプリのご紹介

# VoiceTra の使い方

**VoiceTra** は、総務省が所轄する **NICT**（国立研究開発法人情報通信研究機構）が開発した、スマートフォン用の多言語音声翻訳アプリです。日本語や英語、韓国語、中国語など、一部言語の方言を含む 31 言語間の翻訳が可能となっています。

**VoiceTra** を使用するには、お手持ちのスマートフォンの「**GooglePlay**」または「**AppStore**」からアプリのダウンロード(無料)が必要となります。

### <操作方法>

アプリを立ち上げ、マイクボタンをタップし、話しかけることで選択した相手言語に翻訳することができます。翻訳先や翻訳元となる相手言語は長押しすることで変更が可能です。また、相手言語に翻訳した内容を再翻訳する機能もあり、伝えたい情報が正しく翻訳されているかを確認することができます。

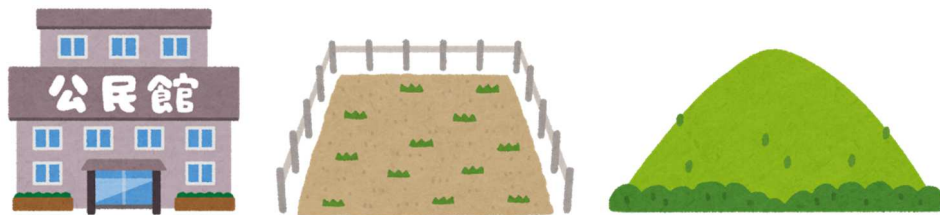


多言語音声翻訳アプリ<ボイストラ>



## 5 認可地縁団体(地方自治法第260条の2)

認可地縁団体は、自治会や町内会といった「地縁による団体」が市町村長の認可を受けて法人格を取得した団体のことです。本来、不動産等を自治会名義で所有することはできませんが、法人格を取得することにより不動産等を認可地縁団体名義で所有し、登記等ができるようになります。



認可を受けるためには、団体としてある一定の要件を満たしていなければならない(下段参照)、規約の見直しや構成員の名簿の提出が必要です。

### 認可地縁団体の認可要件

①地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていることと認められること。



②地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

③地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。

④規約を定めていること。この規約には目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならないこと。



## 各種証明書の交付

認可を受けた自治会は、市長に対し告示した事項に関する証明書の交付を請求することができます。また、認可を受けた自治会は、必要に応じて認可地縁団体の印鑑を登録することができます。

### ●告示事項証明書

認可を受けた地縁による団体の告示事項に関する証明書となり、一般的な法人の登記等の謄抄本にあたるものです。どなたでも請求することができます。

### ●印鑑登録証明書

認可地縁団体の登録印鑑の証明書は、あらかじめ登録された印鑑登録原票の印影その他の写しについて市長が証明するものです。代理人申請の場合は委任状が必要です。

## 告示事項変更届について

認可地縁団体が認可される際には、市長名で告示をします。この告示事項に変更が生じた場合には、告示事項変更届を市に提出することとなっています。告示事項のうち、自治会長の交代に伴い変更が生じるものは、「代表者の氏名及び住所」です※。そのため、認可地縁団体は、自治会長交代時期に告示事項変更届を提出する必要があります。

また、規約を変更する際は市長の認可を受けなければ変更できませんので、ご相談ください。

※自治会によっては「主たる事務所(認可地縁団体の事務所)」が変わる場合もあります。

## 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体名義に変更をしようとした不動産が、既に亡くなっている人の名義になっているなど、相続の確定に多大な労力を要することがあります。そのような事態に備え、地方自治法が改正され、下記の要件を満たし、一定の手続きを経ることで所有権移転登記ができるものです。

### ●申請要件

以下に掲げる全ての要件を満たしている必要があります。(地方自治法第260条の38第1項)

- ①当該認可地縁団体が不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- ④当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。

★認可地縁団体制度については、地域振興課(TEL:552-5112)にお問い合わせください。

## 〇〇〇自治会（町内会）規約（会則）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化、清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- （5）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

#### （名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

#### （区域）

第3条 本会の区域は、〇〇市△△町××番地から□□番地までの区域とする。

#### （事務所）

第4条 本会の事務所は、〇〇県△△市××□□番地に置く。

### 第2章 会員

#### （会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

#### （会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではない。

#### (退会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

### 第3章 役員

#### (役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 〇人

(3) その他の役員 〇人

(4) 監事 〇人

#### (役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

#### (役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

#### **(役員任期)**

- 第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは職務を行わなければならない。

### **第4章 総会**

#### **(総会種別)**

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### **(総会構成)**

第14条 総会は、会員をもって構成する。

#### **(総会権能)**

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

#### **(総会開催)**

- 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 会長が必要と認めたとき。
    - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
    - (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

#### **(総会招集)**

- 第17条 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### **(総会議長)**

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

**(総会の定足数)**

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

**(総会の議決)**

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(会員の表決権)**

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○○○

(2) ××××××××××

**(総会の書面表決等)**

第22条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の構成員は、規約又は総会の議決により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法により、表決をすることができる。

3 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

**(総会の議事録)**

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決権委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

### (役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

### (役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

### (役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

### (役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入

## (5) その他の収入

### (資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

### (資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

### (経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

### (会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、市長の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会において総会員の4分の3以上の承

諾を得なければならない。

**(残余財産の処分)**

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

**第8章 雑則**

**(備え付け帳簿及び書類)**

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

**(委任)**

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立年度の会計は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年△△月□□日までとする。

## 6 市による自治会活動への各種支援等について

丹波篠山市では、自治会等に対し、様々な支援を行っています。各種補助金等の概要については、別冊にまとめていますので、ご参照ください。

その他の主な支援については、下記のとおりです。

### 街路灯設置の取り扱いについて

街路灯は、夜間における交通事故等の未然防止のために設置するものです。原則、市の負担で設置を行いますが、街路灯の維持管理(電気代、修繕等)については、自治会が行うこととなっています。なお、既設の蛍光灯器具の更新(取替)も可能ですが、LED灯からLED灯への交換は対象外です。



街路灯の設置箇所については、自治会内等で必要と認められ且つ取り付ける周辺の住民、耕作者等の承諾を得ている箇所となっています。そのほか、街路灯設置に関する事項は以下のとおりです。

#### (1) 街路灯の設置基準

- ① 既設の街路灯又は街路灯に類する照明設備から、おおむね70m以上離れ、照明範囲が重複していない箇所
- ② 街路灯を設置する場所に、既設の電柱又はこれに類するものがあるため取り付けすることができる箇所

#### (2) 設置する照明設備

LED灯10ワット相当品の照明器具

#### (3) 設置数

上限5基/年間(ポール立柱を含む場合は概ね1基)

#### (4) その他

- ・新規要望の自治会を優先。その他の自治会は予算範囲内で調整
- ・累計設置数30基までの設置補助(ポール立柱を含む場合この限りでは無い)

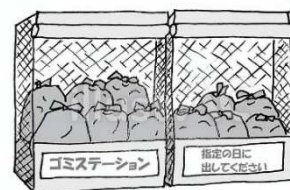
※平成25年度からの累計

※令和6年度分から累計設置数を30基までに変更

【担当課: 市民安全課 TEL552-5117】

## ごみステーション

丹波篠山市では、じん芥収集所施設(ごみステーション)の設置や管理を自治会が行っています。こうしたことから、市は、地域社会の環境衛生面に寄与することを目的として、自治会が行うじん芥収集所施設(ごみステーション)の設置や補修に要する経費を補助しています。



補助金額は、1基につき事業費の2分の1以内で、最高限度額は3万円となっています。なお、補助対象経費として、用地買収費、用地造成費、用地補償費、用地賃借料等は含みません。

ごみステーションの設置及び管理は自治会が行っており、市がごみの戸別回収を行うことはありませんので、ご注意ください。



【担当課：農村環境課 TEL552-6253】

## 市民活動保険

市は、自治会及びまちづくり協議会(以下「団体」という。)の代表者の管理下で行われる市民活動を総合的にサポートし、市民のみなさんの負担を軽減するため「市民活動保険」に加入しています。なお、飲酒を伴う事故は、保険の対象外となります。

■ 保険の対象となる活動は、4つの理念を満たす活動です。

- ① 自発性 (強制や義務でなく自分の意思で行うこと)
- ② 社会貢献性 (公益性のある活動)
- ③ 継続性 (継続的・計画的に行われること)
- ④ 非営利性 (営利を目的としないこと)



市民が自発的に又は自治体と協働で継続的に社会貢献活動を行う活動で非営利な活動

■ 保険金の支払いについて

		保険金
賠償責任		最高 3,000 万円
傷害	死亡後遺障害	最高 300 万円
	入院(1 日につき)	3,000 円
	通院(1 日につき)	2,000 円

■ 対象となる具体的な活動(例)

地域社会活動	地域清掃活動 / 緑化活動 / 地域防犯・防火・防災活動 / 交通安全運動
社会福祉・ 社会奉仕活動	社会福祉施設等への援護活動 / 高齢者・障がい者への援護活動 / 地域の子育て支援
保健衛生・ 医療活動	献血奨励 / 食生活等改善指導・啓発 / 成人病予防、エイズ予防など啓蒙活動
環境保全活動	資源回収 / リサイクル活動 / ゴミの減量化 / 河川等の清掃活動 / 森林保全
教育・文化・ スポーツ活動	不登校児教育 / 非行防止 / 伝統文化の継承、振興 / 文化活動の指導、普及 / スポーツ教室、スポーツ活動の運営、指導
国際交流活動	留学生・帰国者・外国人との交流・支援 / 通訳ボランティア

■ 補償の対象とならない活動(例)

- ・政治、宗教を目的とする活動
- ・害虫、害獣駆除のために行う活動
- ・野焼き又は山焼きを行う活動
- ・営利を目的とする活動
- ・職場などで行事として行う活動
- ・会員の親睦が目的のレクリエーション活動(親睦旅行など)
- ・日本国外におけるすべての活動 など

■ 事故又は怪我発生後の手続き

団体の代表者は、事故等発生後できるだけ速やかに(事故発生後1週間までに)電話又は来庁のうえ、発生時の状況と事故又は怪我の程度などについて報告ください(事故発生日が休日のときは、その直後の平日で差し支えありません)。

■ 保険金請求に係る必要書類(※事故等の状況により、その他必要な書類が発生します)

賠償責任	傷害
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・現認書(事故証明書)</li> <li>・示談書</li> <li>・損害立証証明資料(※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・現認書(事故証明書)</li> <li>・診断書(※請求金額が10万円以下のときは、領収書の写しにより省略可)</li> </ul>

※対人の場合: 診断書、診療報酬明細書、医療機関領収書、休業損害証明書など

※対物の場合: 見積書、写真、現物など

■ 草刈り作業による事故について

近年、草刈り作業中の飛び石により、草刈り作業に参加している方の自動車の窓ガラス等を損傷する事案が散見されます。地域の環境を良くしようと活動いただいているにも関わらず、参加者の中で、加害者-被害者といった関係が生じてしまうことは、市としても大変心苦しく感じています。地域の皆様におかれては、これまでから十分注意を払っていただいていると思いますが、草刈り作業をされる場合には、停車中あるいは走行中の自動車のみならず、他の参加者等も含め、周辺の状態にご注意いただくとともに、こうした事故が起こることのないようご配慮いただければと思います。

【担当課: 地域振興課 TEL552-5112】

## 自治会運営に関する Q & A

### Q 役員のなり手がいないのですが、どうしたらよいのでしょうか？

**A** 役員のなり手不足は大きな課題となっています。役員として活動するには、ある程度自治会内での経験を積んでいることが望ましいと考えます。最初は委員や班長などの役からはじめ、最終的に会長等になっていただくことが考えられます。

また、仕事をしている方でも役員を引き受けられるよう、自治会内でのサポート体制をしっかりと整えておくことが重要です。既存の役員の業務を分散させて、既存の役員のみで自治会を運営していくのではなく、多くの方でカバーするといった方法も考えられます。自治会事業の在り方も含めて、今後を見据えて、自治会内でよく協議しましょう。



### Q 自治会退会の相談について、どのような対応が必要ですか？



**A** 自治会は地域の住民で構成する任意の団体であり、自治会への加入は強制されるものではありませんが、自治会が地域社会において重要な役割を果たしていること等をお伝えしながら、退会したい理由を聞くなど話し合いを重ねることが大切です。

### Q 自治会活動に参加できない(しない)会員から出不足金をとっていい？

**A** 本来、自治会活動は自主的に参加するものですが、自治会活動に参加しない会員に対して出不足金をとっている自治会もあるようです。組織や運営のルールは、自治会内で決めるものですが、出不足金は自治会活動の参加を促す趣旨で作ったルールであると思われます。一律の対応ではなく、活動に参加できない理由の内容(けが、病気、勤務など)によって柔軟に対応していくことが望ましいでしょう。



## Q 自治会長として手当をもらっていますが、確定申告は必要ですか？



**A** 報酬という名目で手当をもらっている場合、確定申告の対象となり、源泉徴収等の事務も必要です。ただし、手当が費用弁償の積み重ねである場合は、この限りではありません。また、自治会長手当の中に交際費や慶弔費などを含めて支給されている場合は手当とは科目を分けていただくことも一つの方法です。

詳細は、柏原税務署(0795-72-1130)にお問い合わせください。

## Q 自治会と宗教の関わり方について教えてほしい。

**A** 自治会活動と特定の宗教活動とは、基本的には一線を画すべきと考えられています。従って、地域の神社の祭礼や神社の維持・修繕費用の寄付、宗教行事への参加等を自治会が強制的に割り当てることは、各個人の宗教の自由を侵すことにもなりかねません。しかし、地域のお祭りは伝統行事として歴史的文化的な価値を持っており、お祭りを通して地域の歴史を学ぶとともに会員間の交流が図られています。宗教的な行事の部分と自治会を線引きしながら、お祭りを維持していくことがいいのではないのでしょうか。また、自治会会計から神社の祭礼に寄付したり、祭礼の会計が自治会会計の中に組み込まれていたりすることは、好ましいことではないことから、自治会で話し合いながら、適切に会計処理を行うことが大切です。



## 7 わが家わが村での「住もう帰ろう運動」について

今を生活している市民の皆さんは、多くが家を守り、農業・農地を守ってご活躍されてきました。

しかし、「あと10年、20年先は」と問うと、考えられない、考えたくないと答える方が多いのではないのでしょうか。ここまで頑張っていたのですから、ぜひ、あとひと踏ん張りをお願いします。子ども達がおられたら「帰ろう」、村の出身の方が阪神間などにおられたら「帰りましょう」との声をかけてください。お正月やお祭りなどにみんなで集まっていたいてはいかがでしょう。

幸い、丹波篠山市は今、注目され、ブランドも好感度もグンとアップしています。若い移住者は増え、空き家の活用も望まれています。世界的に活躍された方が豊かな暮らしや幸せは丹波篠山にあると言ってお話しいただいています。

市では、各集落で定住促進推進員を選出いただき、村の出身者へのお声がけ、空き家の早期の活用、村をあげての住もう帰ろう運動をお願いしています。

### 定住促進推進員の役割等

#### (1)目的

10年先も元気・やる気に溢れた活力ある地域として自治会の機能や生活環境の維持向上を図り、住み続けられるまちづくりに寄与すること ⇒ そのための「人材」を確保すべく、移住・定住促進を行います。

#### (2)主な役割

##### ①空き家の情報収集や情報提供

自治会内の空き家情報の収集と所有者等への空き家活用の呼びかけ、空き家バンクへ空き家情報の提供

##### 【情報収集・提供のポイント】

- ・祭りなど行事で帰省された空き家の所有者等へ情報提供
- ・自治会活動の中で得られた空き家等の情報を空き家バンクへ提供



##### ②移住者の支援

移住希望者や移住者への支援(地域情報の提供や相談の対応、村入りのための住民との橋渡し等)を行うため、自治会情報(村のルールや作業、行事等)を収集し、暮らし案内所や移住希望者に提供

##### 【支援のポイント】

- ・ゴミ出しや登下校のルール、自治会費や村用などの情報を暮らし案内所・移住者へ提供

### ③地域内での話し合いの実施

自治会の中で人口問題や空き家活用など、地域の将来についての話し合いの実施(令和2年度末に作成したワクワク農村未来プランを活用して、地域の将来について話し合うなど)

#### 【話し合いのポイント】

- ・10年後、自身や身近な人についてどのような姿が想像できるか
- ・10年後、理想とする自身や家庭・自治会の姿について



【担当課:創造都市課 TEL552-5796】

## 8 自治会(集落)で取り組んでいただくために

### 集落の農業・農地は集落で守ろう

高齢化とともに耕作されない農地の課題があります。集落の農地は集落で守っていただくのが、一番のあるべき姿と考えています。集落内の農地をだれがどのように耕作するか地区や集落のみんなで話し合い将来の農地利用計画をまとめた「地域計画」が令和7年3月に市内18地区で完成しました。個人では機械代や作業の負担が大きいため、集落で共同運営する農営農組合(生産組合)や農業者グループの取組みを支援しています。あるいは、それが難しいときは大規模農家に農作業を担っていただき、草刈りなどの管理は集落で行うなど連携を図っていただくことが必要です。市では、農営農組合(生産組合)と大規模農家を中心とした担い手としつつ、集落が未来に持続するためには、「小農」と呼ばれる小規模農家、兼業農家、家族農業など、多様な担い手が大切だと考えています。

#### (1) 農業機械の導入支援

集落の農家3戸以上で構成する組織(営農組合や生産組合)に対して、農業機械の導入助成をしています。 ※集落の合意のうえ設立された組織とします。

対象機械	補助率	要件
田植え機、トラクター、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、計量器、籾粗選機、石抜き機、色彩選別機、ロータリー、ドライブハロー、ウイングハロー	35%以内 (上限:新品 210 万円、 中古 100 万円)	丹波篠山市農業生産組合協議会に加入
移植機、動力噴霧器、脱莢機、選別機(枝豆用)、保冷库(枝豆用)、脱粒機、選粒機、乾燥機、畝たて整形機、溝堀機械	40%以内	丹波篠山市農業生産組合協議会に加入
中耕培土用トラクター	35%以内 (上限 50 万円)	丹波篠山市農業生産組合協議会に加入

※補助制度の活用は購入前にご相談ください。

## (2)集落の担い手農家支援(集落農業守り隊応援事業補助金)

集落内の農地を借り受け集落の農業を支える担い手農家グループ(3戸以上の農業者グループ)に対し農業機械の導入を支援します。

対象機械	補助率	要件
田植え機、トラクター、コンバイン	25%以内 (上限:新品 50 万円、 中古 25 万円)	地域計画に位置付けられている、または位置付けられることが確実な農業者
畝たて整形機、脱粒機、 脱莢機、乾燥機	25%以内 (上限:新品 30 万円、 中古 20 万円)	・黒大豆栽培面積 40a 以上 ・地域計画に位置付けられている、または位置付けられることが確実な農業者
中耕培土トラクター	20%以内 (上限:新品 30 万円、 中古 20 万円)	・黒大豆栽培面積 40a 以上 ・地域計画に位置付けられている、または位置付けられることが確実な農業者

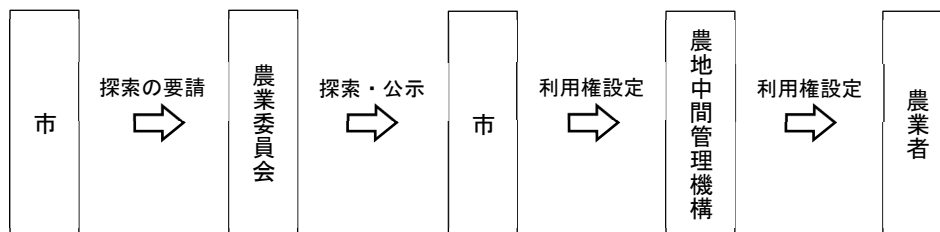
## 所有者がわからない農地を利活用したい

相続未登記農地などの所有者の一部(もしくは全部)がわからない農地の貸し借りについて、農業委員会による「探索」「公示」などの手続きにより不明な共有者の同意を得たとみなす①農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積等促進計画の同意手続きの特例」により農地中間管理機構に40年を上限に貸付ができるようになりました。

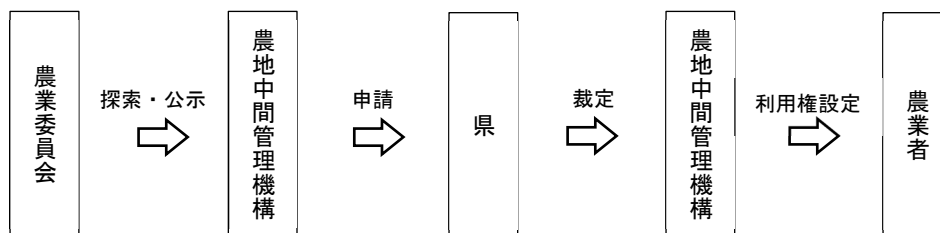
また、所有者が誰もわからない場合(相続放棄等)には、②農地法に基づく遊休農地の裁定制度で、同様に農地中間管理機構に40年を上限に貸付ができるようになりました。

### 共有農地の利用権設定の流れ(共有者の過半が不明の場合)

#### ① 農業経営基盤強化促進法による手続き(遊休農地でない場合)



#### ② 農地法による手続き(遊休農地またはその恐れがある場合)



#### 農地中間管理機構とは?

兵庫県の農地中間管理機構は、公益社団法人ひょうご農林機構が兵庫県知事から指定を受け、農地の出し手と受け手の間に介在し、農地の貸し借りが円滑に進むよう調整する公的な機関です。

## 野生鳥獣の被害を受けないために(獣がい対策)

鳥獣による農作物への被害は、生産者の生産意欲の減退にもつながることから、丹波篠山市では、獣害対策に力を入れてきました。獣害柵を延長約460キロメートルに渡って設置し、捕獲については農作物の被害軽減と生息数とのバランスを保ちつつ、野生動物の個体数管理を行っています。特にサルの対策では、専門家の指導を得ながら、一群のオトナメスの数を維持しつつ、増えた数は駆除し、サルの適正数を管理し、さらに、電気柵やサル追い犬、サルメールなどあらゆる方法で被害防止を図ってきました。被害対策とともに、長い目で野生動物との共生の道を目指しています。

こうした取組みは、鳥獣被害対策優良活動表彰において農林水産大臣賞を受賞(平成29年)し、全国で最も良い取組みとして評価されました。また、捕獲されるシカ、イノシシをジビエに活用する取組みは、全国に誇るぼたん鍋の本場として全国に発信しています。

### 野生鳥獣から農作物被害を出さない3つの基本

#### 1. 野生鳥獣に農作物を食べさせない → 農地をしっかり防御

①金網柵に穴など開いていないか、電気柵が通電できているかまず点検。

支援策: 獣害柵の補修や追加設置などを支援します。

柵の共同設置・管理  
柵点検費用  
柵の修繕費用  
電気柵の新設

②林縁部のひそみ場をなくす → 野生動物は自身の姿を見られたくありません

支援策: 林縁部の森林伐採、住民によるワチ刈りを支援します。

③放任果樹を無くす、ゴミを農地へ捨てない → 誘因物の除去

#### 2. やれることは自分で、人任せにしない → 住民参画のサル対策

①集落の誰もが②サルが出没した時は必ず③サルの出没した場所に集まって④集落からサルが出ていくまで⑤複数の威嚇資材を用いて

→ 追い払う!

→ サル群れの位置を知らせる「サルイチ」の活用

→ 動物駆逐用煙火の講習、ロケット花火等の至急獣害に負けない集落を支援します

→ 獣害対策の出前講座

→ 獣害対策に詳しい専門家(鈴木克哉氏)による指導助言



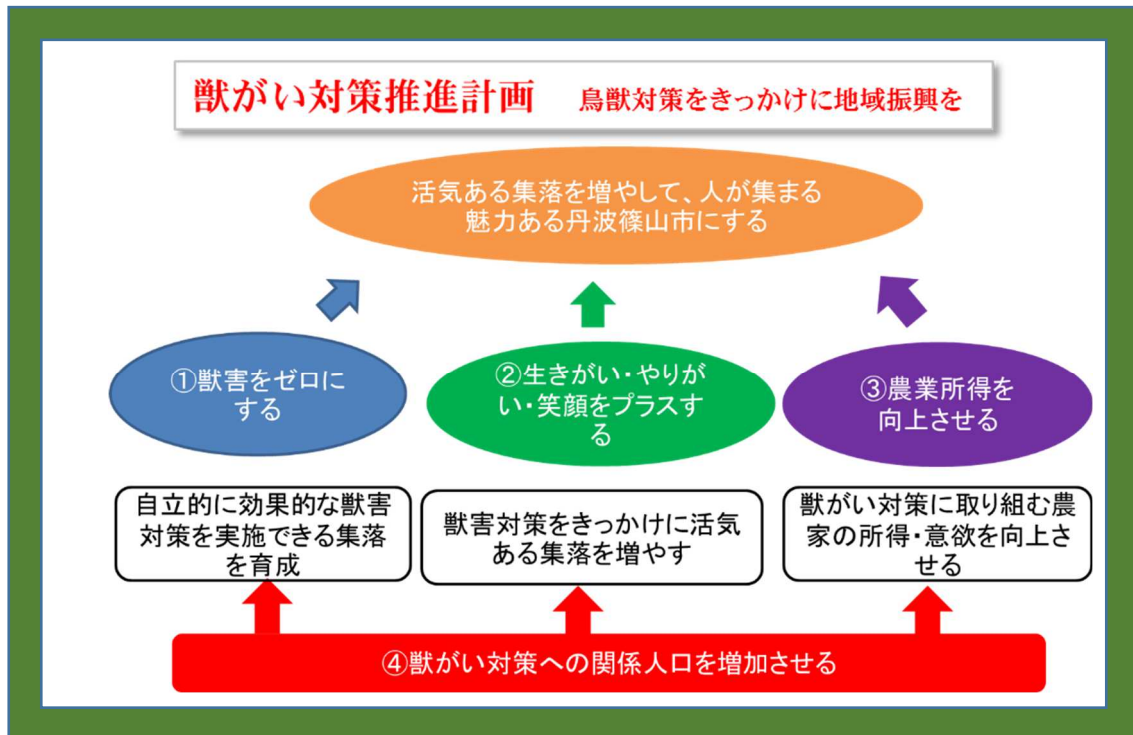
敵(有害鳥獣)を知り、対策する。  
やれることは自分で(住民参画の獣害対策)  
獣害に負けない集落づくり



### 3. 農作物に被害を出す鳥獣(有害鳥獣)を減らす → 個体数管理

被害集落にあった方法で、鳥獣被害対策実施隊が個体数管理(有害鳥獣駆除)を実施

→野生鳥獣によって農作物に被害が出たとき、またでそうな時は、自治会や農会から森づくり課へ早期に駆除の要請をしてください！



兵庫県丹波篠山市では獣害対策をきっかけに地域が元気になる方法を検討し、野生動物を「害」と感じず、地域にとってプラスの存在に変えていく対策「獣がい対策」の推進を目指しています。

★獣害対策については、森づくり課(TEL:552-1117)にお問い合わせ・ご相談ください。

## 草刈りの負担を軽く

夏は草刈りが大変！多くの農家の皆さんは「草刈り」に苦労されていると思います。夏場に毎日草刈りでは、農村に若い方が暮らすにも負担ばかり大きくなってしまいます。また、草刈りを重労働だと感じながらも周囲の状況を気にして必要以上に草刈りをされていることもあるようです。

しかし、草は「厄介者」の一面もありますが、美しい草花の咲く場所であったり、害虫を食べる益虫のクモ、カマキリ、カエルなど多様な生きものがすむ場所であったりします。

これから未来に向かって「ワクワク農村」をめざす中、良い農業を守り、自然環境を大切にしながら、農村に暮らす人々の負担をできるだけ軽くするためにはどうすればよいのでしょうか。

そこで、一体何のために草刈りをするのか、原点に立ち返りながら、その目的から考えて、どうすれば効率的なのかなど、市役所では、環境みらい部、農都創造部を中心に有識者を交えてプロジェクトチームを結成し、また、実証実験も取り入れながら検討を重ねてきました。



### ★草刈りの目的に応じた負担軽減策の提案

#### (1)実施回数や刈り方の工夫

草刈りは、農作業を効率化したり、景観を保つために大切な作業ですが、近所の世間体から草刈りをされている実態もあります。環境の専門家によると「草刈りをし過ぎても放置し過ぎても良くない。」とされます。

##### ①目的や場所に応じた実施回数

田の畦畔は、田植え前、出穂前、収穫前など、営農上の必要性に応じて適宜実施するとしても、営農に影響の少ない高土手は年1回から2回に回数を減らすなど、場所に応じて実施してみてもどうでしょうか。

##### ②米の品質向上、環境にも優しい「高刈り」

畦畔にイネ科植物がたくさんあると、斑点米の原因となるカメムシを寄せ付けます。地面すれすれに刈る地際刈りでは、他の植物よりもイネ科植物が成長しやすく、カメムシを誘引する原因となります。一方で、地面から5～10cmほどの高さで刈る「高刈り」は、畦畔の植物の多様性を高め、イネ科以外の植物の生長が促されることで、結果的に米のカメムシ被害を低減させる効果が期待されます。「高刈り」によって残された草陰は、そこを隠れ場所とするカエルやクモなど、カメムシの天敵となる生きものの保全につながり、農薬の使用量を減らす効果が期待できます。また、畦畔や高土手で開花する植物が増えると、農地周辺にミツバチなどの受粉を助ける昆虫が増え、農作物の受粉効率が上がることで収量が増えるという研究もあります。



集落などある程度の広がりを持つ地域で、農家が共通認識を持って実施していくことで、効果を生み出すことが期待されます。農地周辺の草刈りの目的や意義、雑草といわれる多種多様な植物がもたらす農業への影響・効果などについて、地域で話し合ってみませんか。

### ③草刈り隊の設立推進

市では、「草刈り隊」の設立に対して支援をしています。

## (2)河川の草刈りは

河川や道路の法面は地元の自治会に草刈りをさせていただいており、県、市からその面積に応じ、わずかですが報償費をお支払いしています。県土木事務所の見解では、河川内に繁茂している草については流下能力を阻害するものでないため必ずしも草刈りが必要ではないということです。危険な箇所は避けて、無理のない範囲で実施してください。

## (3)草刈りを活かしてワクワク農村へ

丹波篠山市が将来にわたって住み続けられる持続可能なまちであるためには、市民一人ひとりが自分にできることを考えていかなければなりません。美しい農村景観を未来につなぎ、みんなが「ワクワク」する農村をめざして、農家も非農家も関係なく、地域で草刈りの負担軽減について考えてみませんか。

### ○野の草花が織りなす魅力的な風景

故河合雅雄さんは、「丹波の森構想」に関する寄稿文において、「われわれの子どもころは、例えばあぜ道にはただ人が通るだけではなく、彼岸花が植えられていた。川原へ行けば川原撫子(かわらなでしこ)とか、女郎花(おみなえし)、蛍袋(ほたるぶくろ)、釣鐘人参(つりがねにんじん)とか、そういう秋のきれいな野の花がいっぱい咲いていた。それが、今はもうほとんどない」「秋になれば田んぼのあぜに曼殊沙華(まんじゅしゃげ=彼岸花)が一面に咲いているというだけで、都会の方から見れば『見事な景色だ』ということになる」と述べられました。

あぜの草花は、農村風景を魅力的なものにします。草花が豊かな農村をつくるための草刈りについて、地域で考えてみませんか。



### ○草刈り隊で助け合い

市では、大規模農家や集落営農などの中心的な担い手とともに、兼業農家をはじめとするいろいろな農家が大切と考えています。中心的な担い手に農作業を委ねたとしても、所有者には草刈りなどの管理が求められます。しかし、所有者だけでは十分な草刈りができないこともあります。そこで、農地を地域で支える仕組みとして、草刈り隊の設立を支援しています。

市内では、令和元年から7年間で27組織が結成され、「景観や環境が守られるようになった」「担い手のいない農家の労力を補えるようになった」などの成果が表れています。

地域で農地を支える草刈り隊を結成しませんか。

## 自然環境を守ろう

### (1)環境美化

丹波篠山市は、加古川・武庫川・由良川という3つの河川の源流に位置する「源流のまち」です。私たちの日々の営みが下流域の人々の環境や生活に影響しています。一人ひとりが、地域の環境美化に取り組み、きれいで暮らしやすいまちをつくっていきましょう。

#### 【地域や家庭で取り組んでみませんか？】

- ・プラゴミ等のポイ捨て、路上喫煙の防止
- ・地域の環境美化活動
- ・ごみの分別回収の徹底

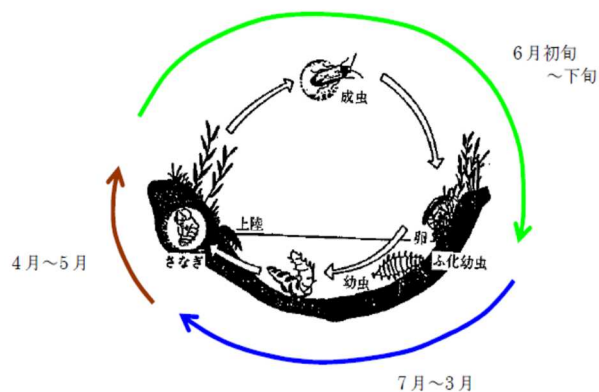


### (2)豊かな自然環境の保全

丹波篠山市は、住宅地のすぐ近くでもゲンジボタルが見られるなど、身近なところに豊かな自然環境が残っているまちです。

市では、6月のゲンジボタルの繁殖期における河川草刈りの配慮のお願いや、ふるさとの川や水路づくり、エコアップの推奨等、たくさんの生きものが生息できる自然環境の保全・再生に取り組んでいます。

自然環境が豊かな魅力的な地域をつくっていきましょう。



ホタルの成長サイクル  
(丹波篠山市生物多様性配慮指針より)

#### 【地域や家庭で取り組んでみませんか？】

- ・ホタルに配慮した河川草刈り
- ・エコアップの取り組み(水路にスロープやネットの設置、ビオトープの創出など)
- ・生きものの生息環境に配慮した水路整備
- ・環境に配慮した米づくり「農都のめぐみ米」
- ・里山や竹林の整備 など

### クリーン・グリーン作戦

クリーンは美化を、グリーンは自然を意味し、環境美化に留まらず、身近な自然環境の保全や再生に取り組むことが期待されます。

基準日は、7月と11月です。旧篠山産業高校丹南校の生徒たちがホタルの繁殖期にあたる6月の草刈りを控えるよう環境フォーラムで提言されたことを受け、市では、ホタルの見られる河川での6月の草刈りへの配慮をお願いしています。

### (3)適切な生物多様性の保持

丹波篠山市出身で霊長類学の世界的権威であった故河合雅雄氏の著書「少年動物誌」をもとにした映画「森の学校」では、昭和10年代の丹波篠山の豊かな自然環境の中でのびのびと成長する少年の姿が描かれました。市では、映画「森の学校」で描かれるような豊かな自然を取り戻し、丹波篠山の多様な生きものを将来の子どもたちに引き継いでいくため、「生物多様性ささやま戦略～森の学校復活大作戦～」を策定し、「丹波篠山いきもの48」をキャッチフレーズに取り組みを進めています。

たくさんの生きものがいて、人々が自然とふれあい、関心を持ち続けられる地域をつくっていきましょう。



#### 【地域や家庭で取り組んでみませんか？】

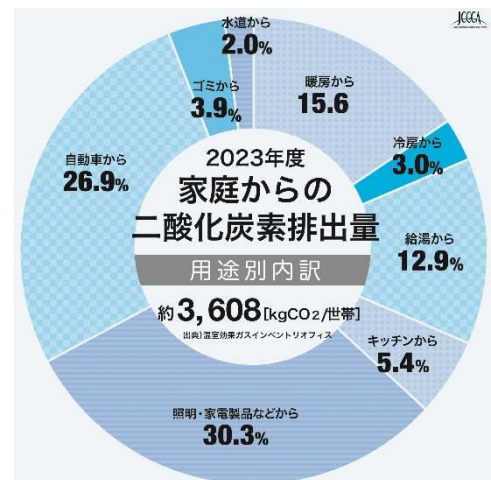
- ・川や田んぼ等での生きもの観察会
- ・休耕田を用いたビオトープづくり
- ・ため池の水抜きにあわせた外来生物駆除 など

### (4)地球温暖化(気候変動)対策の推進

地球温暖化を原因とする地球規模の気候変動は、決して他人事ではなく、私たち丹波篠山市民も暮らしの中で真剣に考えていかなければなりません。

国の機関の試算では、家庭から排出される二酸化炭素(温室効果ガス)の内訳は右図のようになっています。

丹波篠山市が将来も住み続けられるまちであるためには、一人ひとりが温暖化(気候変動)対策としてできることを、コツコツと取り組んでいく必要があります。温暖化対策は光熱費の削減など、お得につながるものがたくさんあります。限られた資源を大切に使い、地球にも家計にも優しい取り組みを進めていきましょう。



#### 【地域や家庭で取り組んでみませんか？】

- ・節電や省エネ機器への取り換え
- ・自転車や徒歩、公共交通機関による移動
- ・街路灯のLED化
- ・自宅や公民館等への太陽光発電設備や蓄電池の導入
- ・里山整備と発生した木質資源の薪ストーブ利用
- ・生ごみのたい肥化によるごみ減量 など

## 魅力ある集落づくり

### ◆ふるさとの森づくり

ふるさとの森づくりを進め、山に手を入れ、自然豊かな彩りの里山を取り戻しましょう。人工林を計画的に手入れする間伐事業、広葉樹林化を進める事業などほとんど地域の費用負担がないようにしています。

### ◆里づくり計画

この景観や暮らしを守るために、地域において「里づくり計画」の策定ができます。計画の中では、これからの集落の姿、土地利用、景観や緑化などのルールを決められます。市内では、10地区で策定されています。



### ◆集落くらしの道

集落を通る「市道」であっても、実質的には農道であったり、集落の生活道路として利用されていたりする場合は、「集落くらしの道」と位置付けて通り抜け車両を抑制し、歩行者や通学者、農耕に従事する人の安全を守っています。

### ◆丹波篠山の家

「丹波篠山の気候風土や文化に根差し、丹波篠山市の景観に合った、健康的で住みよい住宅」の普及を図ります。基準に適合する住宅を丹波篠山の家に認定し、建築工事や普及啓発に係る支援を行います。

#### [基準（抜粋）]

- ・ 屋根は、切妻または入母屋の瓦葺であること。
- ・ 3㎡以上の下屋を設けること。
- ・ 軒の出は60cm以上であること。
- ・ 左官仕上げまたは板張りを外壁面積の5分の1以上使用していること。
- ・ 兵庫県産木材を10㎡以上使用していること。



### ◆お祭りや伝統文化の継承

市内にはいろいろなお祭りが先人から受け継がれています。

デカンショ祭り、春日神社祭礼、波々伯部神社祭礼、佐々婆神社祭礼をはじめ、住吉神社の蛙踊り、池尻神社の人形浄瑠璃、水無月神社の打ち込み囃、本郷春日踊りなど、数多くの祭礼があり、その内容も多岐にわたっています。

また、それぞれの集落には、豊作と村の安寧を願いその年の豊作を祈る祭りが行われ、関連する文化財が多数残されています。「麒麟がくる」で注目された戦国時代の山城も市内各地にあります。これらを誇りとして未来につなげられるよう見つめ直しましょう。

## 9 野外焼却行為(野焼き)は禁止です

### 野焼きによる火災・健康被害について

全国的に野焼きを原因とした火災が多発しています。市内でも、令和8年1月から3月にかけて13件の火災が発生しており、うち10件の出火原因が野焼きです。令和8年1月19日には野焼きを原因とする大規模な山火事が発生し、約2ヘクタールの山林が延焼しました。野焼きは大変危険な行為です。

また、市役所には野焼きによる健康被害の苦情が多く寄せられています。野焼きによる煙や臭いによって、深刻な被害を受けている方、つらい思いをしている方も多くあります。

### 野焼きは禁止行為です

廃棄物処理法により、野焼きは禁止されています。ただし、農業や林業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為であって、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合などに限り、一部例外として扱われているにすぎません。

農地の土手やあぜの草を刈らずに焼却する「あぜ焼き」は、真にやむを得ない理由が必要ですし、火災の管理ができずに火災につながるが多いため、極力控えてください。



#### 【例外となるものの例】

- ・農業者が行う稲わらなどの焼却
- ・農業を営むために農業者が畑の肥料となる焼灰を作る目的での灰屋での焼却

### 火災・健康被害を防ぐために

農業や林業を営むために真にやむを得ないものであっても、野焼きによって煙や臭いが発生し、周辺住民の迷惑となる場合は、野焼き禁止の例外には当てはまりません。また、住宅付近や山すそなどでの野焼きは、火災につながりますので控えてください。火災を防ぐため、また、煙による健康被害を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ：農村環境課(552-6253)

## 10 自治会活動における感染対策について

新型コロナウイルス感染症は、従来の生活様式に大きな影響を与え、自治会活動の抑制を余儀なくされました。現在は自治会活動が以前のような形で再開されているところですが、新型コロナウイルス、インフルエンザなど感染が急拡大している時期や、重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策をお願いします。

### 書面による総会の開催について

#### ●手続きの流れ

- ①「総会の開催案内」、「議案書」、「書面表決書」を自治会員に配付
- ②会員から「書面表決書」が提出される
- ③集めた書面表決書を役員等で集計
- ④会員に総会の結果を回覧等でお知らせ

※様式例については、市ホームページからダウンロードできます。

→「丹波篠山市役所」で検索

→最下部“組織一覧” - “地域振興課” - “市民活動推進係” -

“【自治会】書面による総会の開催について”

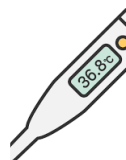


### 会議やイベントでの感染対策について

感染が急拡大している時期や、重症化リスクの高い方が多い場面などでの感染対策



マスク着用（体調に無理のない範囲で）



体温管理（発熱や倦怠感等がある場合は控える）



室内換気



人との間隔を空ける



手洗い・消毒



食事を伴うイベントは慎重に



オンライン会議の活用



# 丹波篠山市組織・機構図 (令和8年4月1日現在)

# 2026

令和8年度

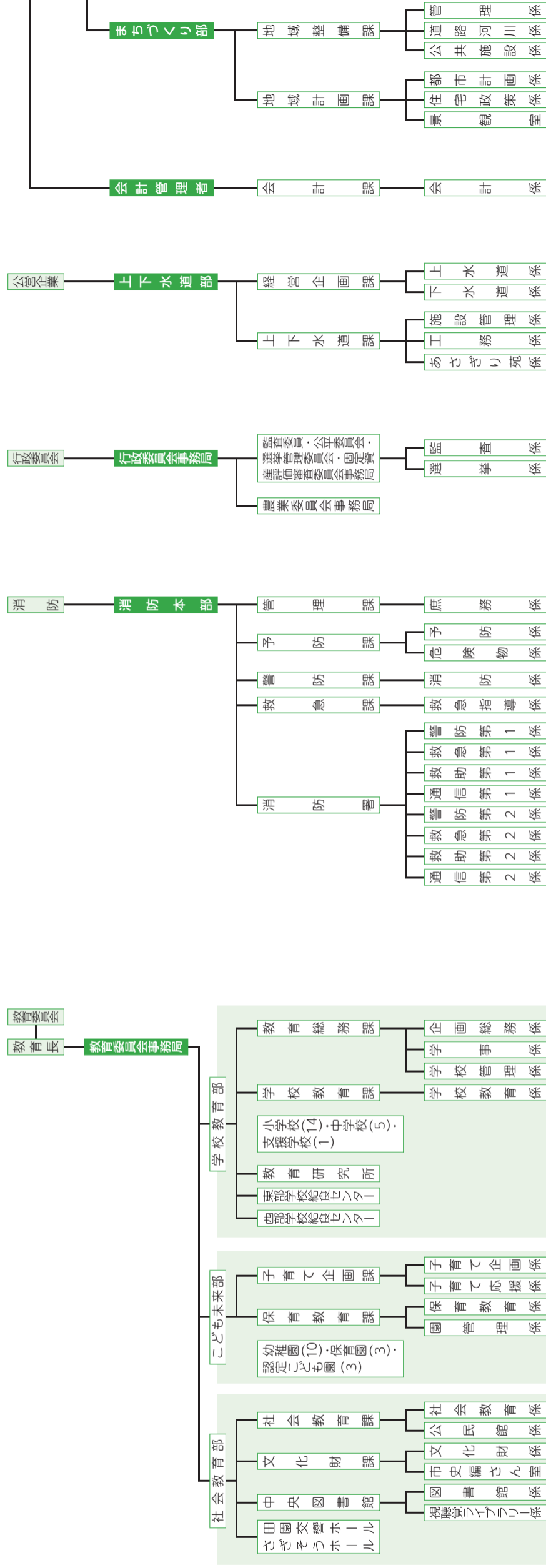
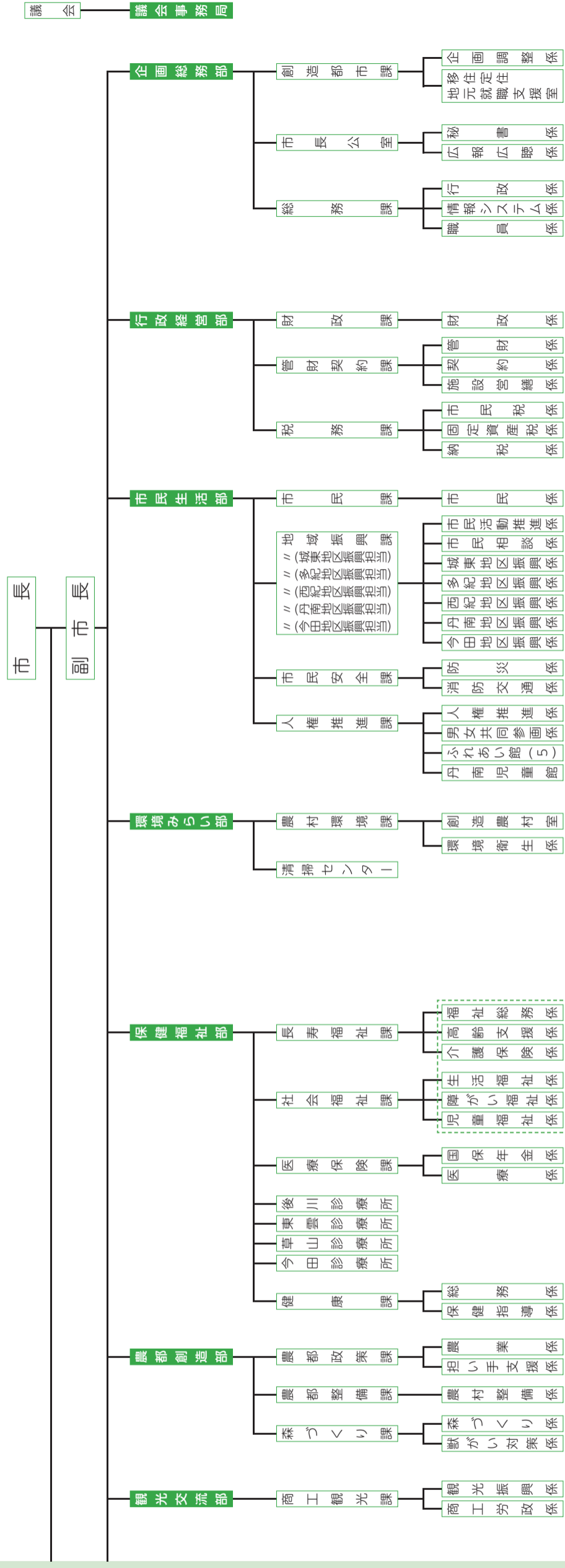
## 丹波篠山市 組織体制

子育ていちばん施策等主要施策の推進と行政課題への対応を図るとともに、第3次総合計画後期基本計画を迅速に推進し、取り組むべき施策を着実に進めるための組織・人員体制としました。

本年度は、新規採用職員28人を加え、職員数は470人（昨年度は469人）となります。

### ■機構改革の概要

- 社会教育施策と公民館運営の一体的推進を図るため、中央公民館を社会教育課に統合しました。
- 文化財保護と市史編さん業務の連携強化を図るため、市史編さん課を文化財課に統合しました。



丹波篠山市長 様

自治会名 : \_\_\_\_\_

自治会長名 : \_\_\_\_\_

## 自治会役員報告書

下記のとおり役員を選出しましたので報告します。

【変更日】 年 月 日 (新旧役員が交代される時期を必ずご記入ください)

担当課	役員名	フリガナ (必須)	住所	電話番号	備考 (注2)
		氏名			
地域 振興課	自治会長	フリガナ	丹波篠山市		
農村 環境課	環境委員 (注3)	フリガナ	丹波篠山市		
		フリガナ	丹波篠山市		
市民 安全課	交通委員 (注4)	フリガナ	丹波篠山市		
農都 政策課	農政 協力員	フリガナ	丹波篠山市		
中央 公民館	体育委員 (注3)	フリガナ	丹波篠山市		
		フリガナ	丹波篠山市		
人権 推進課	人権のま ちづくり 推進員 (注3)	フリガナ	丹波篠山市		
		フリガナ	丹波篠山市		
	男女 共同参画 推進員 (注3)	フリガナ	丹波篠山市		
フリガナ		丹波篠山市			
創造 都市課	定住促進 推進員	フリガナ	丹波篠山市		

## 【自治会役員における女性の登用率について】

丹波篠山市では、男女の地域活動への参加、参画の推進に取り組んでおり  
上記の役員のうち、女性が2名以上いる場合は右欄にチェックを入れてください。

&lt;チェック欄&gt;

裏面注意事項を必ずご確認ください

## 【注意事項】

1. 自治会役員報告書に記載された当該個人情報、各種の行政事務を行うため、市が利用する以外に市内の公共的団体、公共事業関係者、その他公益的な目的による事業者からの連絡又は依頼等の照会に際し、公益的目的に限り利用することがあります。
2. 災害その他緊急時における市等からの緊急連絡のため、電話番号を記入願います。ただし、注1の照会に際し、電話番号の提供をされたくない方は、備考欄に「電話番号非公開」とご記入ください。
3. 環境委員、体育委員、人権のまちづくり推進員、男女共同参画推進員は、2名分の記入欄を設けていますが、各自治会の選任状況により1名の報告でも構いません。
4. 交通委員を2名選出される場合は、各自治会で代表となる交通委員のみをご記入ください。
5. 自治会役員報告書は、市民生活部地域振興課（第2庁舎1階）又は各支所にご提出ください。オンラインでの報告受付は、12月～5月の間、可能です。
6. 役員変更がない場合は再度提出する必要はありません。また、一部役員のみ変更がある場合は、変更された役員のみ報告ください。

（あて先）丹波篠山市長

年 月 日

団体名	
団体住所	
団体代表者名	印
電話番号	—

## 丹波篠山市市民活動保険事故報告書兼事故現認証明書

次のとおり事故が発生しましたので報告します。

事故種別	損害賠償事故(第三者に被害を与えた場合)用				
事故発生事業名					
損害賠償事故の場合に記入	損害を与えた者	住所	〒 —		
		フリガナ(必ず!)			
		氏名	( 才)	電話番号 (昼間の連絡先)	— —
		保護者名 <small>(加害者が未成年の場合)</small>			
	損害を被った者	住所	〒 —		
		氏名	( 才)	電話番号 (昼間の連絡先)	— —
		被害の状況			
		物損事故の場合 修理等を依頼した業者名	電話番号	— —	
		被害者が通院した場合 病院名	初診日:		
	事故状況	事故の日時	年 月 日 時 分頃		
事故の場所					
活動の名称・内容					
当日の指導者		住所	〒 —		
		氏名	( 才)	電話番号 (昼間の連絡先)	— —
事故発生状況		..... ..... .....			

※損害賠償事故の場合、保険会社から保険金の支払い(口座番号等)についての連絡を受けることのできる方をご記入下さい。

お名前:	
連絡先: <small>(電話番号)</small>	

**【市役所使用欄】**

上記事故内容を確認し、市民活動中の事故であることを証明します。

担当課：丹波篠山市役所地域振興課市民活動推進係  
TEL:079-552-1111(代)

承認印

(あて先)丹波篠山市長

年 月 日

団体名

団体住所

団体代表者名

印

電話番号

—

## 丹波篠山市市民活動保険事故報告書兼事故現認証明書

次のとおり事故が発生しましたので報告します。

事故種別		傷害事故(ケガをされた場合)用		
事故発生事業名				
受傷者	住所	〒 —		
	フリガナ(必ず!)			
	氏名	( 才)	電話番号 (昼間の連絡先)	— —
	保護者名 (受傷者が未成年の場合)	初診日:		
	ケガの名前		入院:	有・無
	病院名		手術:	有・無
事故状況	事故の日時	年 月 日 時 分頃		
	事故の場所			
	活動の名称・内容			
	当日の住所	〒 —		
	指導者氏名	( 才)	電話番号 (昼間の連絡先)	— —
	事故発生状況			
	.....			

【市役所使用欄】

上記事故内容を確認し、市民活動中の事故であることを証明します。

承認印

担当課:丹波篠山市役所地域振興課市民活動推進係  
TEL:079-552-1111(代)

行政事務委託業務委託料振込依頼書

令和 年 月 日

丹波篠山市長 酒井隆明様

請求者  
(自治会の名称) \_\_\_\_\_ 自治会 ㊟  
(代表者の氏名) \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

令和 年4月1日、丹波篠山市自治会長会が締結する行政事務委託業務契約書第3条第2項の規定により、下記のとおり委託料振込依頼書を提出します。

1 段階別均等割額 ① \_\_\_\_\_ 円

単位自治会の会員数	段階別均等割額
1～50会員	65,000円
51～100会員	66,000円
101～150会員	67,000円
151～200会員	68,000円
201会員以上	69,000円

※単位自治会の会員数に応じた段階別の均等割額を記入ください

2 会員割額

単価2,100円 × \_\_\_\_\_ 会員数（世帯数） = ② \_\_\_\_\_ 円

【参考】 令和 \_\_\_\_\_ 年度行政事務委託に係る自治会会員数 \_\_\_\_\_ 会員  
令和 \_\_\_\_\_ 年5月広報配布数 \_\_\_\_\_ 会員

3 合計額（段階別均等割額①+会員割額②） \_\_\_\_\_ 円

4 振込先金融機関

金融機関		支店名	
預金種別	普通・当座	入金先	自治会口座
口座番号			右づめでご記入ください。
フリガナ			
名義			

5 その他

- (1) 請求者の欄には、自治会印の押印をお願いします。
- (2) 訂正する場合は、請求印による訂正印の押印をお願いします。
- (3) 預金種別は、該当する項目を○印で囲んでください。
- (4) 入金先は、自治会口座としてください。
- (5) 段階別均等割額と会員割額の合計額が、振込先金融機関に振り込まれます。

【提出先】  
 丹波篠山市 市民安全課  
 TEL 552-1116  
 FAX 554-2332

# 災害報告書

自治会名：	
災 害 名	
確 認 年 月 日 (わかれば時間)	令和 年 月 日 (午前・午後 時 分)
被 害 箇 所	住 所 丹波篠山市
	被 害 物 件
	被 害 の 状 況 ・ 程 度
目 標 物 等	
被害箇所の略図 (図面が小さくなる場合は、別図を添付してください。)	
報 告 者 (自治会長等)	職・氏名
	住 所 丹波篠山市
	電 話 番 号
発 見 者	氏 名
	住 所
	電 話 番 号

《市役所記入欄》

1.市民安全課	2.情報データ入力	3.フェニックス入力	4.市民生活部	5.環境みらい部	6.農都創造部	7.まちづくり部	8.上下水道部

※左欄に情報確認日付を記入。右欄に2~3は入力済みの場合「○」、4~8は、被害担当部署の場合は「○」を記入。

## 安全で安心な地域づくりのための見守り活動等に関する協定書

丹波篠山市自治会長会（以下「甲」という。）及び兵庫県篠山警察署（以下「乙」という。）は、安全で安心な地域づくりのための見守り活動等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を強化し、犯罪、交通事故等（以下、「犯罪等」という。）を抑止するとともに、犯罪等が発生した場合に、早期の解決を図ることにより、安全で安心な市民生活を確保することを目的とする。

### （甲が行う活動等の内容）

第2条 甲は、日常の業務において、事業活動に支障のない範囲で、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- （1） 通学路や公園等、子どもが通行し、又は集まる場所の付近を車両等で通行するときは、子どもの見守りを行うこと。
- （2） 犯罪等を認知したときは、被害者、負傷者等を一時的に保護するとともに、速やかに警察へ通報すること。
- （3） 高齢者宅等を訪問等した際は、特殊詐欺等の被害防止のため、高齢者等に注意喚起を行うとともに、高齢者等が現に被害に遭うおそれが認められたときは、警察へ通報すること。

### （乙の協力）

第3条 乙は、前条第1項各号に規定する甲の活動が効果的に推進されるよう、捜査活動等に支障がない範囲において、電子メール等により、必要な情報を提供するものとする。

2 甲は、前項に規定する情報の提供をうけるため、必要な範囲で、各自治会長の個人情報等を乙に提供するものとする。

### （防犯カメラの映像データの提供）

第4条 甲は、犯罪捜査等のため、自治会が設置し、管理している防犯カメラの映像データの提供を乙から犯罪捜査等のため依頼されたときは、これに協力するものとする。

### （秘密の保持）

第5条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報等を漏洩してはならない。

### （協定の変更等）

第6条 甲及び乙は、この協定を変更し、または終了しようとするときは、3箇月前までに相手方に申し出るものとし、甲乙協議の上、決定する。

### （補足）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 丹波篠山市自治会長会

会 長

Ⓜ

乙 兵庫県篠山警察署

署 長

Ⓜ